

高森町公共施設への太陽光発電設備導入事業（PPA 事業）
仕様書

1. 目的

高森町（以下、「町」という。）では、令和3年3月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、地球温暖化防止対策を進めている。

本事業では、町が所有する公共施設等に太陽光発電設備等を導入し、平時の電源として利用することにより温室効果ガス排出量を削減することを目的とする。

2. 事業内容

(1) 事業概要

- ① 事業者は、町の示す施設（別紙1）に対して現地調査、設備容量検討及び構造調査を行う。
- ② 事業者は、①の結果をもとに、発電した電気を効果的に全量自家消費できるよう設計を行う。
- ③ 太陽光発電設備及び付帯設備（以下「設備」という。）設置場所の提供を受け、設備を導入する。
- ④ 事業者は、設備の運転管理及び維持管理を自らの責任で行う。
- ⑤ 事業者は、当該設備で発電した電力を、公共施設（設備設置施設及び共通の受変電設備により、受電している施設）に供給する。
- ⑥ 運転期間終了後や設備導入された施設の廃止の場合等、設備が使用できなくなった場合は、事業者は設備を撤去する。撤去により防水層等を破損した場合には事業者の負担で修復を行う。
- ⑦ 設備の撤去の際に、事前に町から譲渡の希望があった際は、事業者は町と協議の上で設備を町へ譲渡できるものとする。
- ⑧ 本事業は、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」の活用を前提としているため、当該事業の規定に従い事業を行うこと。

(2) 事業期間等

- ① 契約開始から運転期間終了までを事業期間とする。
- ② 設備の導入時期については原則、令和5年度とする。ただし、運転開始日については、町と協議の上決定する。
- ③ 運転期間は、運転開始日から最長で20年間とする。

(3) 契約単価

- ① 町は、各施設に供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を事業者に支払う。
- ② 電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測されたものとする。

- ③ 契約単価は、電力使用量に対する電力料金単価のみとする。
- ④ 月別又は時間帯別に異なる単価は使用できないものとする。
- ⑤ 基本料金単価の設定は、行わないものとする。
- ⑥ 契約単価には、設備の設置、運用、維持管理、撤去、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。
- ⑦ 契約単価は、原則、契約期間中において一定額とする。

3. 設備工事前の調査・設計・手続

(1) 現地調査

- ・設備設置施設の状況を十分に把握するために、資料等の収集、施設関係者への聞き取り、現地測定等の必要な調査を実施する。調査は、設備の設置に係る課題を町と協議した上で行うものとする。

(2) 設備容量検討

- ・設備の容量は、調査結果や電力シミュレーションから適宜精査し、対象施設に適切な容量とする。
- ・事業者は、設備により発電した電力について、単独で発電した電力を最大限自家消費できるように努める。
- ・事業者は、設備により発電した電力について、非常時に町が無償で使用できるように、必要な装置等を設ける。なお、非常時の活用方法は事業者からの提案とする。

(3) 構造調査

- ・設備を設置した際に発生する加重増加等の影響について、別途町から提示する施設情報を踏まえ、長期荷重、地震力、風圧力、積雪荷重、その他外力に対して施設の耐久性が問題ないことを書面により報告する。
- ・施設において太陽光発電設備が設置可能な場所は、陸屋根部分とする。

(4) 各種関係手続

- ・事業者は、現地調査、設備容量検討、構造調査を行い、必要に応じて各種関係手続を行う。
- ・設備の設置が、各種法令の規定に適合していることが確認できる書類を町に提出する。
- ・上記を町が確認後、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項に基づく行政財産使用許可を申請する。
- ・使用に伴う施設使用料は全額免除（最大で事業期間）とする。
- ・事業者に提供する面積は、設備の水平投影面積として算定されたものとする。太陽光発電設備については間隔をあけて設置する場合、その隙間の面積を含むことを原則とする。
- ・各種法令の規定に基づき届出等手続を要する場合には、事業者が所管官庁にて必要な手続を行う。

4. 設備の設置

事業者は、設備工事前の調査・手続を行ったあとに、施設への設備の設置を行う。設置の条件は以下のとおりとする。

(1) 太陽光発電設備

- ・太陽光発電設備の据え付けは、建築基準法施行令第 39 条及び JIS C8955 (2017) 「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。
- ・太陽光発電設備及び付帯設備の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）に基づき行うものとする。
- ・太陽光発電設備は JET 認証を取得したものであること、又は JET 認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。

(2) 太陽光発電設備から受変電設備への配線

- ・太陽光発電設備から受変電設備への配線は、既存の地中埋設された幹線（配線）を利用すること。

(3) EV 用充電設備との接続

- ・本件の太陽光発電設備に電氣的に接続する設備として、EV 用急速充電設備（25kW）1 基及び EV 用倍速充電設備（6kW）10 基程度を今年度から令和 9 年度にかけて整備する計画がある。そのため、充電設備の整備に際し、町もしくは充電設備の施工業者から要請があった場合は、発電の停止等充電設備の接続に無償にて協力すること。

(4) 発電量等の表示

- ・事業者は、設備により発電した電力量等を住民等に表示する装置を設置すること。なお、当該装置の仕様及び設置場所については、事業者からの提案とし、町と協議の上決定する。

(5) その他の事項

- ・事業者は、施設を事業以外の用途に使用してはならない。
- ・設備の設置時に防水層や受変電設備等の既存施設を破損した場合は事業者負担で修復を行うこと。
- ・事業者が本仕様書に定める事項を履行しないときは、当該施設の提供を取り消すことがある。この場合、事業者の責任と負担において施設から設備を速やかに撤去し、撤去により防水層や受変電設備等を破損した場合には事業者の負担で修復を行うこと。
- ・運転期間終了後や設備導入された施設の廃止の場合等、設備が使用できなくなった場合は、事業者は設備を撤去する。撤去により防水層等を破損した場合には事業者の負担で修復を行うこと。
- ・事業者は、対象となる施設管理者等への説明業務（工事・運営に関する内容説明、非常時の設備操作説明、マニュアル作成等）を行う。内容等については町と

協議の上で決定する。

5. 工事の実施（工事における配慮事項・安全対策・停電対応）

工事に当たっては、公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書を参考にして施工する。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定する。

[仕様書]

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

また、設備に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法、建築基準法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守するものとする。設備の設置の条件は以下のとおりとする。

- ・設備設置時には、施設の防水機能に影響がない設置方法であることが分かる書面を作成し、町の承認を得た上で、施設の防水機能に影響が無いよう施工する。また、設備設置に起因する雨漏り等が生じた場合は、事業者の責任及び負担で必要な措置を取る。
- ・日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工をし、影響が懸念される場合には対策を施す。住民及び施設管理者から苦情等があった場合は、事業者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行う。
- ・事業者は施設への設備導入に先立って、詳細設計を行い、平面図、立面図、電気設備図面（PDF形式データ）、工程表等を町に提出し、確認を受ける。
- ・施工にあたり、町が施工に係る書類を求めるときは、別途提出する。
- ・施工にあたり、町の所有施設の利用や安全に支障が起きないように、施設管理者と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施する。
- ・施設の維持管理に支障を生じさせない計画とする。
- ・事業期間中、町の職員等が行う施設の管理及び点検等のための屋上等の立入りに支障が生じないようにする。
- ・設備に係る配線ルートについては、施設の保安上・管理上支障がないルートを選定の上、町との協議により決定する。設備には、施設の電気工作物と識別ができるように要所に本事業のものであることが分かるような表示を行う。
- ・設備の設置に際しては、施設に停電が発生しない方法を優先する。停電を伴う場合は、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電お知らせビラ等）を作成し、町と事前協議の上施設の電気主任技術者（中部電気保安協会飯田営業所）にも報告を行い、その指示に従うものとする。また、停電及び復旧に係る費用については、原則として事業者の負担とする。

[停電及び復旧に係る費用の例]

- ・施設の電気主任技術者の立会い
- ・サーバ室2箇所のエアコン停止に伴う冷却
（三菱パッケージエアコン 形名 PFT-P140DM-E 温度設定 21℃相当）
- ・非常用発電機の使用燃料補充

- ・ 工事中の安全対策の実施、施設管理者及び近隣住民との調整等は事業者において十分に行う。
- ・ 工事完成時には、現場で町の確認を受ける。さらに、完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、完成図面、及び各種許認可書の写し等）を1部作成し、町に引き渡すものとする。なお、完成図面は、PDF形式データのほかに必要に応じて町が指定する形式のデータを提出する。

6. 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様

事業者は、設備による電力供給・維持管理・報告を行う。また、非常時においては適切な対応を行うものとする。条件については以下のとおりとする。

- ・ 事業者は、町及び当該施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出する。さらに、設備が故障した場合は、直ちに当該施設の電気主任技術者に連絡の上、事業者の責任と負担において修理を行う。なお、遠隔監視システム等による常時監視や毎年1回以上点検を行い、故障や、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行うものとする。
- ・ 施設とは別に、電気主任技術者が必要な場合は、用意する。
- ・ 事業者からの企画提案内容が達成できないことによる損失は、原則として、事業者の負担とする。
- ・ 事業実施中に、町による改修工事等により施設に雨漏り等が生じた場合には、事業者は原因究明に協力する。
- ・ 事業実施中に施設に雨漏り等が生じ、原因が事業者による設備設置に起因する場合には、事業者負担により速やかに修復する。
- ・ 設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、事業者は速やかに修理等を実施し、機能の回復を行う。
- ・ 設備を設置した施設について、町が別途、改修工事等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置に応じること。また、設備の移設に伴う費用負担が発生した場合、町の費用負担とする。移設に伴う設備の運転停止期間に関しては、事業期間に含まれないものとし、その間の町による売電収入補償は行わない。ただし、設備の運転停止期間が1ヶ月以上となる場合は、事業期間に含まず、その期間に発生することが想定される売電収入の補償又は停止した日数分の契約期間延長を行う。
- ・ 事業期間中に施設の移譲や売却などを行う場合は、同等の条件でPPA事業を継続することを条件として移譲等を行うほか、必要に応じて設備を移設する他の施設を提示し、町が移設費用の全部を負担する。移設後の契約条件については町と事業者で協議のうえ定める。
- ・ 町が自家消費した電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、町に帰属するものとする。

- ・事業者は、当該設備を設置した施設について、設備導入による温室効果ガス排出量削減効果の検証方法を町に提示し、運転期間中において実際の削減効果の検証を行う。事業者は検証結果を毎年町に報告し、町はそれを確認する。
- ・大規模地震、大型台風等の災害発生後は原則として設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。

7. 責任分担の基本事項

上記（1. ～6.）を含め、事業実施にあたり予測される「リスクと責任分担」については「別紙2」及び下記のとおりとする。また、これに定めのないものは協議により決定する。

- ・事業者は本事業により、町及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険として、火災保険及び賠償責任保険（もしくはこれらと同等の補償内容の他の保険）に加入し、町へ写しを提出すること。また、町及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応するものとする。事業者が責任を負うべき事項で、町が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。
- ・事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合又は事業期間が終了した場合は設備の所有権を町に移転するものとする。
- ・事業者は本事業上知り得た内容、情報等を町の許可なく第三者に漏らしてはならない。

8. その他

- ・事業の進行に合わせて、町と適宜協議打ち合わせを行い、事業者は議事録を作成し相互に確認したものを町に提出する。
- ・町が保有する資料について、事業者から本事業の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、町の判断において貸与するものとする。貸与を受ける事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、事業完了後に全貸与資料を返納又は処分しなければならない。
- ・事業者は、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」等の各種報告等を行う場合に、設備費用や発電量データ等、必要な各種情報の提供に協力すること。
- ・本事業の目的を達成するために必要な事項は、本仕様書に定めのないことであっても、実施するものとする。
- ・その他、本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、町と事業者で協議して決定するものとする。

別紙1 高森町太陽光発電設備設置関係施設一覧

No	施設種別	施設名	施設所在地	契約電力	契約種別	令和4年度 使用電力量
1	設備設置施設	高森町町民体育館	高森町下市田 2180 番地	128kW	高圧電力	381,857kWh ※施設ごとの 使用電力量は計測し ていない
2	共通受電施設	高森町役場庁舎	高森町下市田 2183 番地 1			
3	共通受電施設	高森町中央公民館	高森町下市田 2183 番地 1			
4	共通受電施設	高森町福祉センター	高森町下市田 2183 番地 1			

別紙2 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		町	事業者	
共通	募集要項の誤り	実施要領や仕様書の記載事項に重大な誤りがある場合	○	
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合		○
	第三者賠償	設備に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合		○
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		○
	法令・条例等の変更	設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更		○
	保険	設備の設計・建設における履行保証保険及び維持管理期間のリスクを保証する保険		○
	事業の中止・延期	町の指示によるもの（事業者に起因するものを除く）	○	
		発電開始に必要な許可等の遅延によるもの	○	○
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
瑕疵担保	設備に係る隠れた瑕疵の担保責任		○	
不可抗力	天災・暴動等による事業の変更・中止・延期	○	○	
計画・設計段階	物価	物価変動	○	○
	応募にかかる費用	応募に係る旅費・印刷代等の負担		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
建設段階	物価	物価変動	○	○
	用地の確保	資材置き場の確保に関する施設管理者との調整	○	○
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による電力供給（運転）開始の遅延		○
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
	停電・復旧	工事に起因する停電・復旧作業により発生する費用の負担		○
一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害		○	
支払関連	支払遅延・不能	電気使用料の支払いの遅延・不能によるもの	○	
	金利	市中金利の変動	○	○
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、町の責による事業内容の変更	○	
	維持管理費の上昇	維持管理費用の増大		○
	天候不良	天候不良による発電量の減少		○
		運転停止による損失	仕様書に基づく運転停止	
	その他			○
	町施設損傷	設備に係る事故・火災による町施設及び設備の損傷		○
設備に起因する町施設への障害			○	
町施設に起因する事故・火災による施設及び設備損傷		○		
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、町施設運営・業務への障害		○